

廿日市市協働によるまちづくり推進計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 廿日市市協働によるまちづくり推進計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、市民の意見等を反映させるため、廿日市市協働によるまちづくり推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、15名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 協働によるまちづくり審議会委員
- (2) 庁内の個別計画策定委員等における市民委員
- (3) その他市長が必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は、計画を策定するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は委員会を代表し、これを主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集し会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

（庶務）

第6条 委員会に関する庶務は、地域振興部地域振興課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。